

法務省システムの平成32年度更改に伴う
固定資産税業務の改革について
～法務局電子データ活用による効果と、
法務省システム更改の現状報告～

京都府八幡市市民部課税課
課長補佐 山本 篤志 氏
主事 白川 優子 氏

平成32年度法務省登記情報システム更改について

2-①平成28年10月14日法務省からの事務連絡

2

◇異動通知データの外字対応から…

異動通知データ外字対応について、総務省を通じて平成28年10月14日、法務省民事局民事第二課補佐官名事務連絡で全国の市町村に対し通知があった。その中に、

「地方税法の規定に基づく登記所と市町村長との通知については、平成32年度に予定されている登記情報システムの更改に合わせて、オンラインによる提供を可能とする仕組みの構築を検討しているところです。」

と記載されていたことで、法務省システム更改を把握した。

事務連絡
平成28年10月14日

法務省民事局民事第二課 補佐官 沼田 祐 貴
地方法務局首席登記官 (不動産登記担当) 殿
地方法務局首席登記官 (法人登記担当を除く。) 殿

法務省民事局民事第二課 沼田補佐官

地方税法に基づく市町村長への通知の電子データに含まれる外字について

地方税法(昭和25年法律第226号)第382条及び第422条の3の規定に基づく登記所と市町村長との通知については、平成18年3月31日付け法務省民二第740号民事局民事第二課長通知及び同日付け民事局民事第二課補佐官事務連絡に基づき、電子データを格納した媒体を受け渡す方法での通知(以下「電子通知」という。)が、法務局との協議が調った市町村から順次実施されているところです。

この電子通知による場合であっても、外字については電子データ上で表示されないことから、別途、登記所において、字形を確認するために紙媒体の市町村通知書を出力する等の対応を取る必要があったところ、今後、電子通知における外字について、文字コードを示した英数字の表記に置き換えるとともに、外字の字形を表現したビットマップ画像を添付する機能追加を内容とする登記情報システムのプログラムの変更が、本年10月31日から適用開始となります(機能追加の詳細については、本日付け当局総務課登記情報センター室法務専門官事務連絡を参照。)

当該機能追加により、電子通知における外字について、電子データ上で字形を確認することが可能となりますので、その旨、貴管下登記所職員への周知方お取り計らい願います。

なお、各市町村に対しては、総務省自治税務局固定資産課税から各都道府県を通じて連絡される予定ですので、申し添えます。

おつて、地方税法の規定に基づく登記所と市町村長との通知については、平成32年度に予定されている登記情報システムの更改に合わせて、オンラインによる提供を可能とする仕組みの構築を検討しているところですが、各局においては、こうした状況も踏まえて、電子通知の推進に向けた市町村との協議を積極的に行われますようお願いいたします。

平成32年度法務省登記情報システム更改について

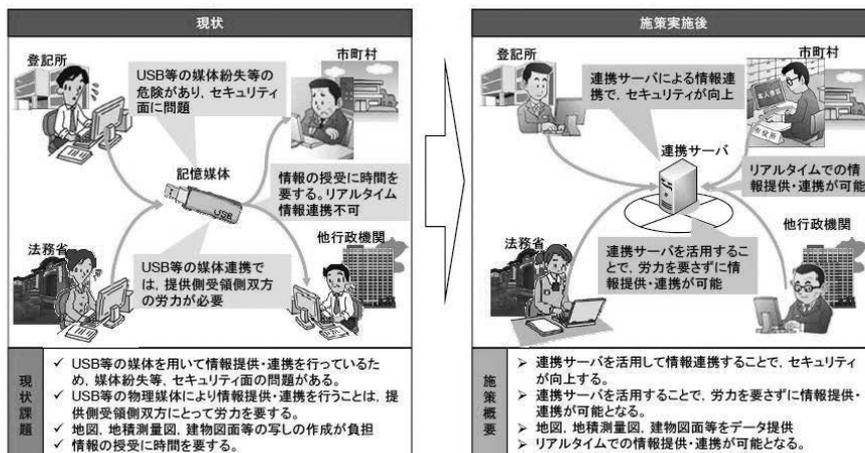
2-②平成29年4月国と地方のシステムWG提出資料より

3

行政機関間での情報連携を図るための仕組みの構築について

【前提】不動産登記情報は、既に固定資産課税台帳や農地台帳、林地台帳等様々な観点から、法令の根拠に基づいて他の機関に情報提供を実施しているところ。

- 登記情報システムの更改において、行政機関に対して、オンラインによりいつでも登記情報を提供可能とする仕組みを構築し、平成32年度からの運用開始を目指す。
- 情報提供に際しては、連携サーバを活用する。



平成29年4月法務省民事局作成「国と地方のシステムWG」提出資料より

平成32年度法務省登記情報システム更改について 2-③国と地方のシステムWG提出資料で明らかになったこと

4

◇平成29年4月「国と地方のシステムWG」法務省提出資料から…

◎登記情報システムの更改において、オンラインによりいつでも登記情報を提供可能とする仕組みを構築し、平成32年度からの運用を開始する。

◎情報提供に際しては、情報連携サーバを活用する。

➡ 政府共通ネットワーク・LG-WANネットワークを活用

◎情報連携サーバ(ネットワーク)を活用することで、セキュリティを確保。

➡ USB媒体紛失等の危険性排除とセキュリティの確保を実施

◎情報連携サーバにより、提供側・受領側の労力を排除。

➡ 法務局への受領に出向く、法務局がデータ作成等の労力を削減

◎地図、地積測量図、建物図面等をデータで提供

➡ 提供資料のペーパーレス化実施により法務局の効率化を図る

平成32年度法務省登記情報システム更改について 2-④異動通知のオンライン化に至る背景とは…

5

◇異動通知のオンライン化に至る背景…

◎平成18年3月末より異動通知の電子化が実施されたが、法務局側にはメリットが全く無かった…

【原因】

- 異動通知がデータ化されても、外字の取り扱いのため、従来通り紙面の異動通知が必要であった。⇒ H28.10に解消
- 異動通知のみのデータ化であり、地図、地積測量図、建物図面等は紙面で提供する必要があった。



通知と電子データの両方を作成せざるを得ず、
法務局では逆に非効率となっていた…



全国的に法務局から異動通知データの提供を断られる大きな要因

平成32年度法務省登記情報システム更改について 2-⑤異動通知のオンライン化に関する詳細がわからない…

6

◇総務省・法務省に問い合わせをしても詳細な情報が得られない…

総務省見解 (H29.7現在)

- 法務省登記情報システム更改の話は聞いているが、詳細については把握していない。詳しい話は法務省に聞いていただきたい。
- 平成32年度からの実施については、実施できる市町村から順次実施していけばよいのではと考えている。



- LG-WAN等ネットワーク構築には総務省主導による推進がなければ実現は不可能。
 - ➡市町村個別でネットワーク構築はあり得ない…
- 「実施できる市町村から順次実施」との回答を考えると、全国一斉導入や、全国的な推進、補助金・交付税措置等が想定されていないのではないか？
 - ➡全国的な取り組みであり、国主導で新たな仕組みを構築・推進するのであれば、市町村に対し相当額の補助金や交付税措置がないと実現は困難

平成32年度法務省登記情報システム更改について 2-⑥異動通知のオンライン化に関する詳細がわからない…

7

◇総務省・法務省に問い合わせをしても詳細な情報が得られない…

法務省見解 (H29.7現在)

- 法務省登記情報システム更改は、法務省全体業務の話であり、市町村への異動通知は一部の話である。その為地方法務局にまで情報が下りてきていない。
- 平成32年度から運用開始を予定しており、既に仕様は決定済と思われる。現時点から仕様等を検討する段階ではないと考えられる。
- 八幡市が異動通知の電子化を推進していることは承知しており、既存の仕組みは当然維持した上で発展させるものであると認識している。
- 八幡市からの質問事項には、8月中旬を目途に文書回答を行う予定である。
- 総務省との協議を9月頃に行う予定である。
- 今後も引き続き、八幡市と情報共有を図りながら進めていきたい。



本市からの質問に対し、8月24日に法務省より回答があった…

平成32年度法務省登記情報システム更改について

3-①H28.8.24法務省からの回答

8

◇平成29年8月24日、法務省からの回答…

①情報連携サーバで提供されるデータの種類とデータ仕様について

(データの種類とファイル形式)

①市町村通知データ(異動通知データ) CSV形式 ※従来と同様

②地図、地積測量図、家屋図等 TIFF形式

③登記情報PDFデータ PDF形式

※市町村通知の一部又は全部が編集できなかった物件の登記事項を確認するためのデータ。証明書に類する形を想定

④登記情報CSVデータ CSV形式

⑤評価額情報CSVデータ CSV形式



従来の登記済通知書に相当する電子データは、直接可視化・紙面出力できず、全国の市町村で電子データを取り扱う為の新たなシステム導入が必要

平成32年度法務省登記情報システム更改について

3-②H28.8.24法務省からの回答

9

◇平成29年8月24日、法務省からの回答…

②ネットワークシステムの仕様、接続仕様について

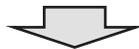
現在調整中



LG-WANと政府共通ネットワークを介した接続と想定されるが、接続の為のソフトウェア導入や新たな端末機の設置、ネットワーク設定等が必要になるのではないか？

③運用開始時期について

現在調整中ですが、平成32年度当初を想定しています。



各種仕様等が明らかにされておらず、市町村でどのような作業が必要や、導入費用がいくらかわからない段階では何の準備もできない

平成32年度法務省登記情報システム更改について

3-③H28.8.24法務省からの回答

10

◇平成29年8月24日、法務省からの回答…

④従来の紙面による異動通知の取扱はどのようになるのか

本システムの構築後においては、原則、情報連携サーバを利用した情報の取得等を求める方針ですが、その運用開始時期については市町村の対応状況を踏まえて決定します。



市町村への異動通知提供の仕組みは、法務省登記情報システムの一部の機能であることから、異動通知の運用開始時期も法務省システムの稼働に合わせ決定されるものと想定されます。
しかし、現在でも電子データを受領し、直接課税作業に活用できている団体は全国でも十数団体程度。他の約1,700の市町村では、新たに電子データを受領に対応するシステム導入・構築を行うことが求められます。
残された時間は約2年半。どのように全市町村が導入作業を進めるのか、また費用負担はどうするのか等、多くの課題が山積しています。

平成32年度法務省登記情報システム更改について

3-④H28.8.24法務省からの回答

11

◇平成29年8月24日、法務省からの回答…

⑤平成32年度より全市町村で情報連携サーバ利用した情報取得を求められるのか

各種政府方針等において、情報の提供等の効率化が求められている状況であることから、原則情報連携サーバを利用した情報の取得等を求める方針です。



市町村における固定資産税の評価・課税作業には、資料のペーパーレス化に対応した作業手法の再構築が必要となります。
提供される電子データを紙面に出力して作業を行っているようであれば、市町村業務は逆に非効率となります。
また、仮に従来の紙又は同等のデータ(PDF等)による提供を残した場合に、あえて現段階で異動通知の電子化に取り組む必要性がなくなることから、電子データによる市町村・法務局の効率化は進まないとも考えられます。

平成32年度法務省登記情報システム更改について 3-⑤ペーパーレス化により、紙面による通知書等は提供されない

12

◇CSVデータを受領しただけでは、そのまま利用することはできない...

権利に関する土地登記簿 通知書 平成29年 6月 6日作成

IS	所在	八幡市男山吉井				
	地番	21番32	地目	宅地	地積	219.19
	権利者	大阪市西区 1番3号四ツ橋日生ビル別館10A号室		株式会社	1分の1	
	義務者	京都府八幡市	ID-1104号	木	10分の8	
		京都府八幡市	ID-1104号	木	10分の2	
	受付年月日	平成29年5月30日受付			登記の目的	所有権移転
	原因	平成29年5月30日売買			備考	



八幡市13280626001520170606_BM - 宅地

ファイル(F) 編集(E) 書式(O) 表示(V) ヘルプ(H)

```

1328.0626.0015.八幡市.権利.20170530.0013338-000.土地.八幡市男山吉井 21-82.20170606.20170606.0001.所在,八幡市男山吉井,..
1328.0626.0015.八幡市.権利.20170530.0013338-000.土地.八幡市男山吉井 21-82.20170606.20170606.0002.表示履歴(土地),21番32,宅地,219.19,..
1328.0626.0015.八幡市.権利.20170530.0013338-000.土地.八幡市男山吉井 21-82.20170606.20170606.0003.権利者,大阪市西区,1番3号四ツ橋日生ビル別館10A,..
1328.0626.0015.八幡市.権利.20170530.0013338-000.土地.八幡市男山吉井 21-82.20170606.20170606.0004.義務者,京都府八幡市,ID-1104号,木,..
1328.0626.0015.八幡市.権利.20170530.0013338-000.土地.八幡市男山吉井 21-82.20170606.20170606.0005.義務者,京都府八幡市,ID-1104号,木,..
1328.0626.0015.八幡市.権利.20170530.0013338-000.土地.八幡市男山吉井 21-82.20170606.20170606.0006.受付年月日,平成29年5月30日受付,..
1328.0626.0015.八幡市.権利.20170530.0013338-000.土地.八幡市男山吉井 21-82.20170606.20170606.0007.登記の目的,所有権移転,..
1328.0626.0015.八幡市.権利.20170530.0013338-000.土地.八幡市男山吉井 21-82.20170606.20170606.0008.原因,平成29年5月30日売買
    
```

※紙面による登記済通知書のCSVデータ

そのままプリントアウトしても内容がわかりづらく、利用できない

平成32年度法務省登記情報システム更改について 4-①異動通知のオンライン化により市町村にも多大なメリットがある

13

◇異動通知のオンライン化による市町村のメリット

◎異動通知のオンライン化により市町村にも大きなメリットが享受できる

○情報連携サーバ(ネットワーク)利用により、リアルタイムに情報取得が可能

➡ 常に最新状態の登記情報管理が可能。法務局との同期が可能

○ネットワークの活用により、データの授受が簡素化され、安全面も確保

➡ データ受領のため法務局に出向くことが不要、紛失等の危険回避

○地図、地積測量図、建物図面等のファイル提供により電子ファイリングが可能

➡ 登記情報と連結したファイリングシステムにより保管、検索が容易に

○測量座標値が提供されれば地番家屋図(現況図)の更新が職員で可能に

➡ XMLデータで座標地が提供されれば、地図システムに直接取り込むことで、地番家屋図(現況図)の更新が職員で可能(自動化も可能)、委託費削減と正確性の向上が見込める。【今後に展開に期待】

平成32年度法務省登記情報システム更改について

5-①今後の働きかけ

14

◇総務省、法務省等への働きかけ

- ◎全体像やスケジュール、費用負担など不明な点が多く、市町村の業務の現状を訴える必要があるとして取り組んでいます。
- ①総務省に対して、近畿都市税務協議会からの総務省への要望書に、「平成32年度法務省システム更改に関し、早急に法務省と協議を行うこと。」を記載。
- ②法務省に対しては、総務省との協議要請とともに、総務省、法務省、市町村による検討会の設置等の働きかけ。
- ③数は力、第21回固定資産評価研究大会にて全国の固定資産税担当者に向け現状を報告し、今後の固定資産税事務のあり方について検討をいただき、それぞれの立場で総務省、都道府県、法務省、法務局等への働きかけを期待する。
- ④都道府県税である不動産取得税にも関係することから、市町村から不動産取得税へのデータ提供を検討し、都道府県・市町村双方の効率化を働きかけ。

平成32年度法務省登記情報システム更改について

5-②具体的な要望

15

◇総務省、法務省、都道府県等への具体的な要望

- ①市町村に対するオンライン化仕様、ネットワーク仕様、スケジュール等の詳細情報の提供
- ②システムベンダ等への上記詳細情報の開示
- ③オンライン化に伴い市町村がデータを有効活用する為のシステム構築費用等への補助金若しくは交付税措置の要請
- ④XMLファイル等を活用し、地積測量図のイメージに加え、測量座標値の提供
- ⑤価格通知データの提供による、法務局からの評価証明書交付の廃止。近傍地評価等の取り扱いのルール化
- ⑥市町村が所有する「不動産登記情報」に対する情報公開請求への対応についての明確化
- ⑦都道府県に対し、固定資産税と不動産取得税の連携システム構築に向けた相互支援の提案と検討会の設置

平成32年度法務省登記情報システム更改について

6-①市町村としてあらかじめ取り込むべきこと

16

◇市町村としてあらかじめ取り組むべきこと…

◎全体像やスケジュール等が未だ明らかではありませんが、数年後には確実にペーパーレス化が図られる等、今後の固定資産税業務に大きな変化をもたらすことが明らかとなっています。現実の課題として直面する前に、現段階から業務の見直しなどの検討を提案します。

- ①数年後には、紙面による異動通知等は完全に廃止され、電子ファイルのみの提供となることから、手作業から電子ファイルを活用した課税事務への業務見直しが必要です。電子ファイルを紙面に出力して使用しては逆に非効率です。
- ②異動通知電子化には、システム対応が必要となりますので、対応システムの検討、費用見積、効率化・導入効果等の分析、他の業務への活用等、予め準備しておく必要があると考えます。
- ③各種情報収集